

改 正 後	改 正 前																										
<p>1 認証を行う機関に関する基準</p> <p>日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「法」という。）第16条第1項第1号（法第36条において準用する場合を含む。）の農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関に関する基準は、表1の左欄に掲げる農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに、同表の右欄のとおりとする。</p> <p>表1 認証を行う機関に関する基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分</th> <th style="text-align: center;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">ISO/IEC 17065</td> </tr> <tr> <td>接着たて継ぎ材（JAS 0015）</td> </tr> <tr> <td><u>精米（JAS 0017）</u></td> </tr> <tr> <td><u>有機藻類（JAS 0018）</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 試験所に関する基準</p> <p>法第44条第1項（法第56条において準用する場合を含む。）の農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準は、表2の左欄に掲げる試験等の方法の区分ごとに、同表の右欄のとおりとする。</p> <p>表2 試験所に関する基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">試験等の方法の区分</th> <th style="text-align: center;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">ISO/IEC 17025</td> </tr> <tr> <td>きのこ（ぶなしめじ）中のオルニチンの定量－高速液体クロマトグラフ法（JAS 0016）</td> </tr> <tr> <td><u>精米の日本農林規格に規定する測定方法（JAS 0017）</u></td> </tr> </tbody> </table>	農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分	基準	（略）	ISO/IEC 17065	接着たて継ぎ材（JAS 0015）	<u>精米（JAS 0017）</u>	<u>有機藻類（JAS 0018）</u>	試験等の方法の区分	基準	（略）	ISO/IEC 17025	きのこ（ぶなしめじ）中のオルニチンの定量－高速液体クロマトグラフ法（JAS 0016）	<u>精米の日本農林規格に規定する測定方法（JAS 0017）</u>	<p>1 認証を行う機関に関する基準</p> <p>日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「法」という。）第16条第1項第1号（法第36条において準用する場合を含む。）の農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関に関する基準は、表1の左欄に掲げる農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに、同表の右欄のとおりとする。</p> <p>表1 認証を行う機関に関する基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分</th> <th style="text-align: center;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">ISO/IEC 17065</td> </tr> <tr> <td>接着たて継ぎ材（JAS 0015）</td> </tr> <tr> <td>（新設）</td> </tr> <tr> <td>（新設）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 試験所に関する基準</p> <p>法第44条第1項（法第56条において準用する場合を含む。）の農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準は、表2の左欄に掲げる試験等の方法の区分ごとに、同表の右欄のとおりとする。</p> <p>表2 試験所に関する基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">試験等の方法の区分</th> <th style="text-align: center;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">ISO/IEC 17025</td> </tr> <tr> <td>きのこ（ぶなしめじ）中のオルニチンの定量－高速液体クロマトグラフ法（JAS 0016）</td> </tr> <tr> <td>（新設）</td> </tr> </tbody> </table>	農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分	基準	（略）	ISO/IEC 17065	接着たて継ぎ材（JAS 0015）	（新設）	（新設）	試験等の方法の区分	基準	（略）	ISO/IEC 17025	きのこ（ぶなしめじ）中のオルニチンの定量－高速液体クロマトグラフ法（JAS 0016）	（新設）
農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分	基準																										
（略）	ISO/IEC 17065																										
接着たて継ぎ材（JAS 0015）																											
<u>精米（JAS 0017）</u>																											
<u>有機藻類（JAS 0018）</u>																											
試験等の方法の区分	基準																										
（略）	ISO/IEC 17025																										
きのこ（ぶなしめじ）中のオルニチンの定量－高速液体クロマトグラフ法（JAS 0016）																											
<u>精米の日本農林規格に規定する測定方法（JAS 0017）</u>																											
農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分	基準																										
（略）	ISO/IEC 17065																										
接着たて継ぎ材（JAS 0015）																											
（新設）																											
（新設）																											
試験等の方法の区分	基準																										
（略）	ISO/IEC 17025																										
きのこ（ぶなしめじ）中のオルニチンの定量－高速液体クロマトグラフ法（JAS 0016）																											
（新設）																											